

OECD 加盟国（30ヶ国）における年金制度の概要

	国名	社会保険方式	税方式	税方式としている部分
E U 加 盟 国 (19)	イギリス	○		
	ドイツ	○		
	フランス	○		
	イタリア	○	○	最低手当
	オランダ	○		
	ベルギー	○		
	ルクセンブルグ	○		
	フィンランド	○		
	スウェーデン	○	○	保証年金
	オーストリア	○		
	デンマーク	○	○	基礎年金
	スペイン	○	○	最低保障
	ポルトガル	○		
	ギリシャ	○		
	アイルランド	○		
	チェコ	○		
	ハンガリー	○		
	ポーランド	○	○	保証最低年金
	スロヴァキア	○		
非 E U 加 盟 国 (11)	日本	○		
	アメリカ合衆国	○		
	カナダ	○	○	基礎年金
	メキシコ	○		
	オーストラリア	○	○	基礎（老齢）年金
	ニュージーランド		○	老齢年金
	スイス	○		
	ノルウェー	○		
	アイスランド	○		
	トルコ	○		
	韓国	○		

※ ニュージーランドを除く全ての国で社会保険方式を採用。

ただし、次の国は社会保険方式と税方式を併用。

・カナダ、オーストラリア、デンマーク…基礎年金（1階部分）に税方式を採用

・イタリア、スウェーデン、スペイン、ポーランド…最低保障の部分に税方式を採用

（出典） Social Security Administration (USA), *Social Security Programs Throughout the World*

基礎年金に税方式を採用する主要国の年金制度

- オーストラリア及びカナダでは、基礎年金受給について所得や保有資産による制限が課されている。
- 海外移住者が年金を受け取る場合、カナダにおいて国内居住要件が20年とされるなど、海外移住者への年金給付は制限される。
- オーストラリアについては、高齢者の3割が基礎年金を支給されず、受給者の4割が減額支給。
- ニュージーランドは、少子高齢化による財政圧迫の懸念を受けて、1991年に給付水準の引下げ、年金受給者の所得への課税がなされ、1992年から2001年にかけて支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられた。なお、2007年から任意加入の確定拠出型の上乗せ年金制度が導入された。

	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド
受給資格要件	18歳以降、国内に10年以上居住	国内に10年（継続した10年又は継続した5年を含む10年）以上居住	20歳以降、国内に10年以上かつ50歳以降5年以上居住
支給開始年齢	65歳	男性：65歳 女性：63.5歳（2013年までに65歳に引上げ）	65歳
年金額（月額） （満額受給の場合）	476.97加ドル （44,835円）	999.40豪ドル （84,949円）	1,055.60 NZドル （82,865円）
所得や資産による 制限の有無	所得による制限あり。 年間62,144加ドル（5,251,168円）以上の所得の15%分に相当する額を年金から減額。	所得及び資産による制限あり。 [所得による制限(2007年)] ・2週あたり132豪ドル(10,560円)を超える所得がある場合は減額、1459.25豪ドル(116,740円)を超えれば、不支給。 [資産による制限(持家ありの場合)] ・166,750豪ドル(13,340,000円)以上の資産を保有する場合は減額、343,750豪ドル(27,500,000円)を超えれば不支給。	所得や資産による制限なし。
海外送金の制限	18歳以降、国内に20年以上居住した者のみ送金	国外に26週を超えて滞在する場合は減額	50%相当を減額
他の公的年金制度 の有無	2階あり	2階あり	2階なし

注1：上記は豪の所得及び資産による制限を除き2006年のデータ。年金額、資産や所得の制限における額は、単身者の場合。

注2：為替レートは、日本銀行の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（平成18年上半期）による。

（資料出所）「先進諸国の社会保障②」（小松隆二、塩野谷祐一編 東京大学出版会）、米国社会保障庁「Social Security Programs Throughout the World」、各国政府資料より作成。

日本の基礎年金と諸外国の税方式年金の給付規模の簡易比較

[レート (2005 年): 1 加ドル=84.5 円、1 豪ドル=80.0 円、1NZ ドル=73.8 円]

	日本	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド
税負担額 (①) [2005 年度] ※1	約 6.2 兆円	222 億加ドル (1 兆 8759 億円)	208 億豪ドル (1 兆 6647 億円)	53 億 NZ ドル (3910 億円)
国内総生産 (②) [2005 年]	501 兆 4026 億円	1 兆 3714 億加ドル (115 兆 8833 億円)	9660 億豪ドル (77 兆 2800 億円)	1566 億 NZ ドル (11 兆 5570.8 億円)
① / ②	約 1.2%	約 1.6%	約 2.2%	約 3.3%
他の公的年金 制度の有無	2 階あり	2 階あり	2 階あり	2 階なし
高齢化率 [2005 年度] ※3	19.7%	13.1%	13.1%	12.2%

※1 日本以外の国の年金給付は全額税負担。日本の給付総額は、17.2 兆円（基礎年金給付費(12.8 兆円)と旧法によるみなし基礎年金給付費(4.4 兆円)の合計額)であり、仮に給付総額の 2 分の 1 を国庫負担した場合の対 GDP 比は、約 1.7%になる。

※2 各国の税負担額については、カナダは「Old Age Security」、オーストラリアは「Age Pension」(Widow B Pension 及び Wife Pension を含む。)、ニュージーランドは「New Zealand Superannuation」(課税後の額で補足給付は含めない。)の給付に係る負担額。

※3 高齢化率は、全人口に占める 65 歳以上人口の割合。

(資料出所) 諸外国の給付総額は各国政府の公表資料、各国の国内総生産額は OECD のデータ、高齢化率は国連「Population Database」による。

国民年金保険料の徴収に係る事務コストについて

- 徴収額100円当たりの徴収コスト(試算) (平成15年度)

3. 17円

(参考)

- ・ 政管健保・厚生年金 0. 13円
- ・ 国税 1. 67円

- 国民年金保険料徴収に関わる職員数 (平成18年度)

約2, 500人

(社会保険庁全体は17, 100人)

この他に、非常勤職員約4, 700人

日本・英国・米国における年金被保険者の適用状況と徴収方法等の比較

緑：源泉徴収、黄：個別徴収

日本	イギリス	アメリカ
厚生年金 <保険料> 所得比例【源泉徴収】 ○常用雇用者 (約 3300 万人)	国民保険に強制加入 (基礎年金+国家第2年金) ≪保険料≫ 所得比例【源泉徴収】	OASDIに強制加入 ≪保険料≫ 所得比例【源泉徴収】
国民年金 <保険料> 定額【個別徴収】 ○臨時・パート (約 600 万人) ○5人未満事業所の被用者、家族従業者 (約 600 万人)		
○自営業者 (約 400 万人) (うち所得税の申告納税者は約 350 万人)	国民保険に強制加入 (基礎年金) ≪保険料≫ 定額【個別徴収】 (高収益者) + 所得比例【個別徴収】	OASDIに強制加入 ≪保険料≫ 所得比例【個別徴収】
○無職者 (約 700 万人) (20~64 歳人口の約 8.9%)	任意加入	適用除外

約 1140 万人：16~64 歳人口の約 30%

約 2700 万人：18~64 歳人口の約 15%

【日本と英国・米国の相違点について】

- 英国・米国では、無職者や低所得者を任意加入・適用除外とし、税と年金保険料の徴収対象者が比較的重なっていることから、税務当局が、税とともに徴収を行うことができる。
- 一方、日本では、無職者を含め、20 歳以上の全国民を加入対象とするとともに、給与を源泉徴収されているパート労働者等についても、保険料は個別徴収の対象としているが、これら加入対象者のうち、低収入の被用者（年収 500 万円以下）については、事業主は税務当局に対する源泉徴収票の提出義務を負っていないことから、税務当局は、この層を把握できていない。

運用基盤等の充実・強化のための取組み

平成

9年1月:基礎年金番号の導入

12年4月:地方事務官制度の廃止

14年4月:市町村における徴収事務を国に移管（全国統一的な事務執行が可能）

16年2月:コンビニ納付の導入

3月:年金加入記録のお知らせ（58歳通知）、年金見込額の提供の実施

10月:市町村からの所得情報の取得
強制徴収の実施

17年4月:若年者納付猶予制度の創設
口座振替割引制度の導入

10月:裁定請求書の事前送付（ターンアラウンド）の実施

18年3月:インターネットを活用した年金加入記録の提供

7月:多段階免除制度の導入

8月:年金記録相談の特別強化

20年2月:クレジットカード納付の導入

4月:「ねんきん定期便」の実施による保険料納付実績の通知

未納者に対する短期の国民健康被保険者証の交付など国保との連携

23年1月:社会保険オンラインシステムの刷新

4月:住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所情報等を取得。
これにより、届出処理を省略

23年度中:社会保障カード（仮称）の導入

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくり

- □座振替の推進
- □座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - (□座振替率)
 - 16年度末 17年度末 18年度末
 - 37% → 40% → 40%
 - 651万人 660万人 642万人
- 任意加入者の□座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
 - (利用状況)
 - 16年度 17年度 18年度
 - 347万件 → 589万件 → 749万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
 - (利用状況)
 - 16年度 17年度 18年度
 - 7万件 → 14万件 → 24万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状(手紙)

H17年度 3,418万件
H18年度 1,863万件

電話

H17年度 823万件
H18年度 545万件

戸別訪問(面談)

H17年度 1,774万件
H18年度 1,627万件

集合徴収(呼出)

H17年度 1,952万件
H18年度 1,143万件

強制徴収の実施 ⇨ 不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度
最終催告状	172,440件	310,551件
納付等	43,459件	102,335件
財産差押え	3,048件	11,910件

最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

最終的に60万件実施可能な体制を構築

質の向上
効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)
 - (17年度) 5箇所 → (18年度) 35箇所 → (19年度) 95箇所

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

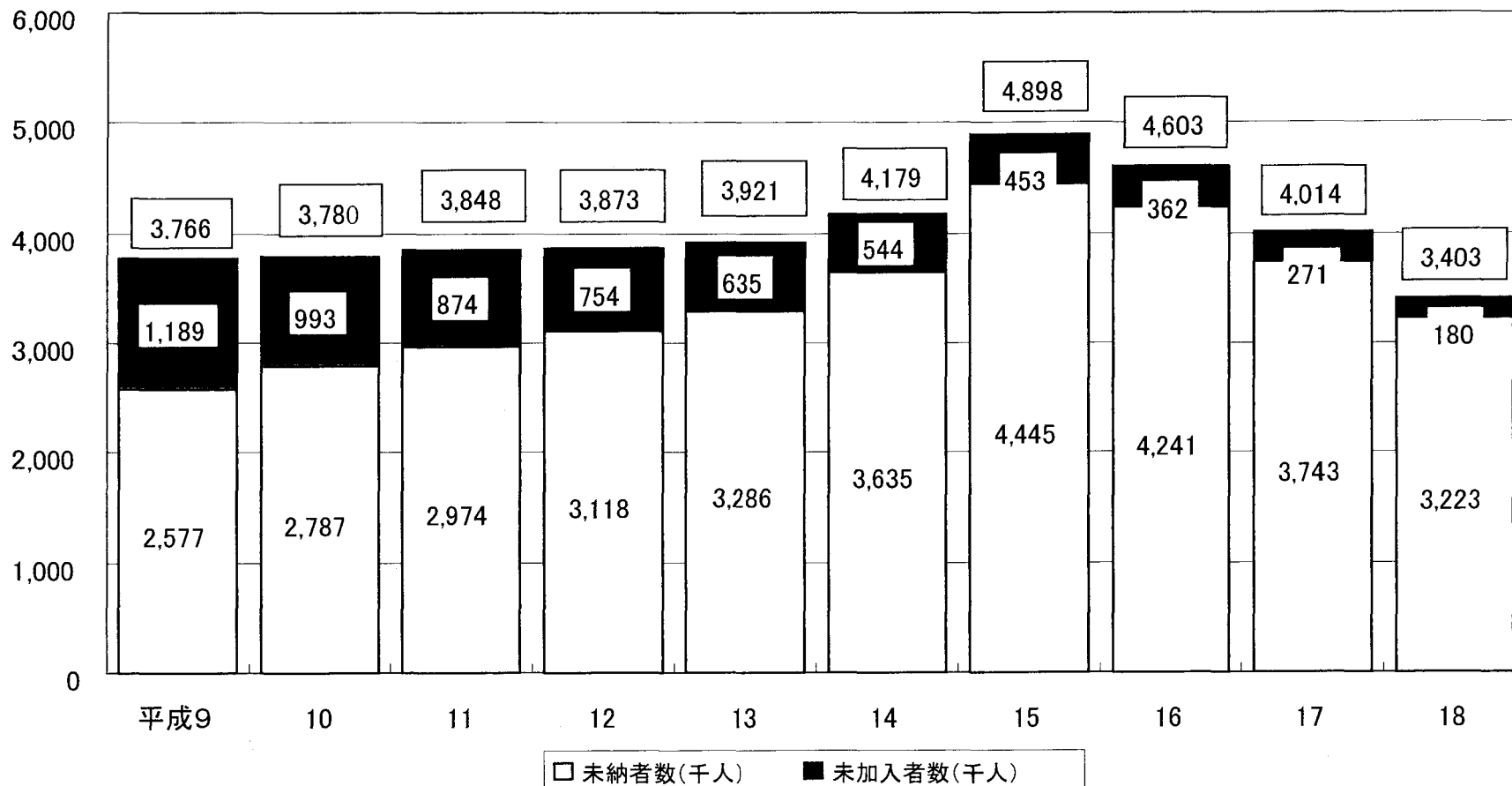
保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置した事項

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～18年度)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

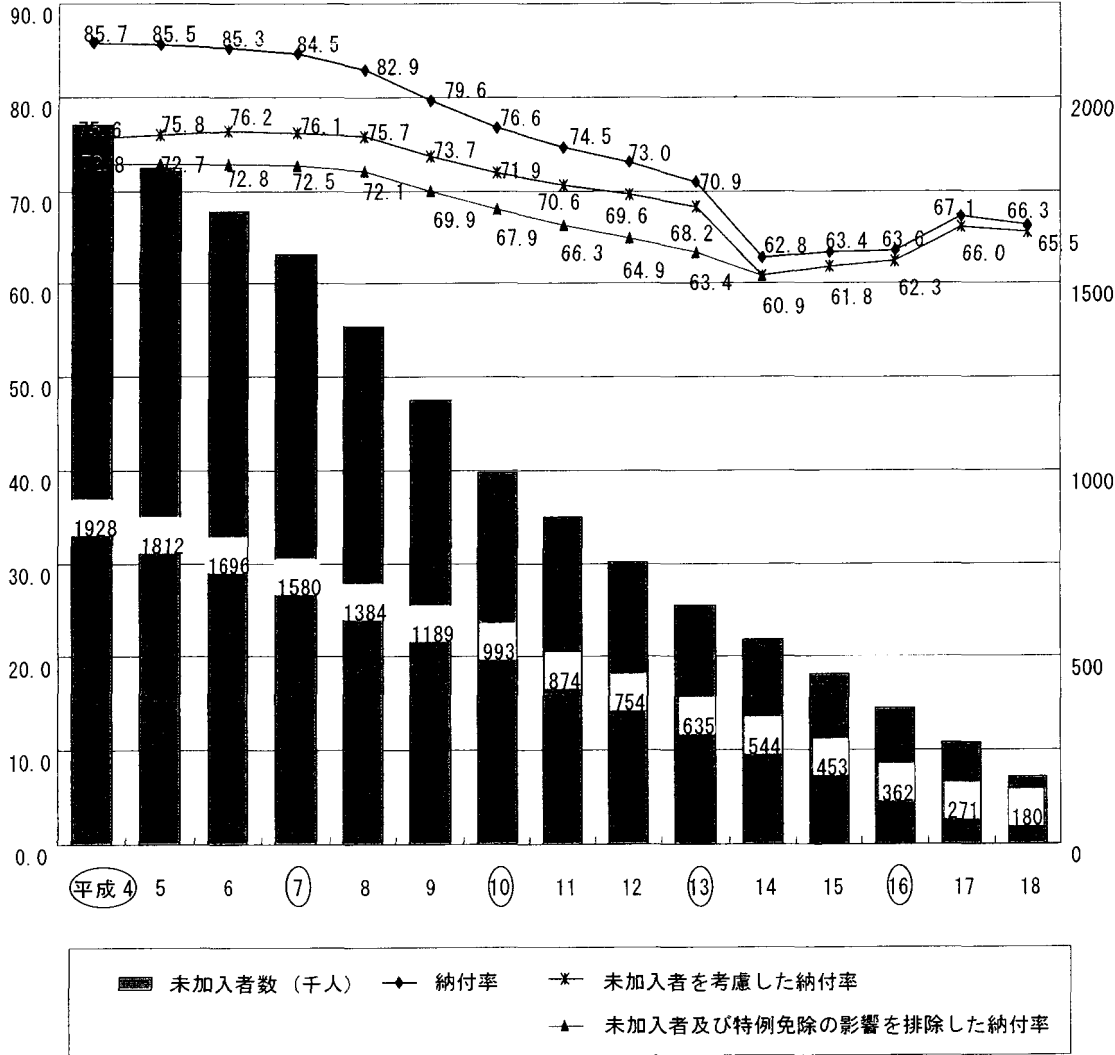
注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

資料出所「平成18年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組み等について」(社会保険庁)

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析

未加入者及び免除者を考慮した納付率



(注)平成4, 7, 10, 13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

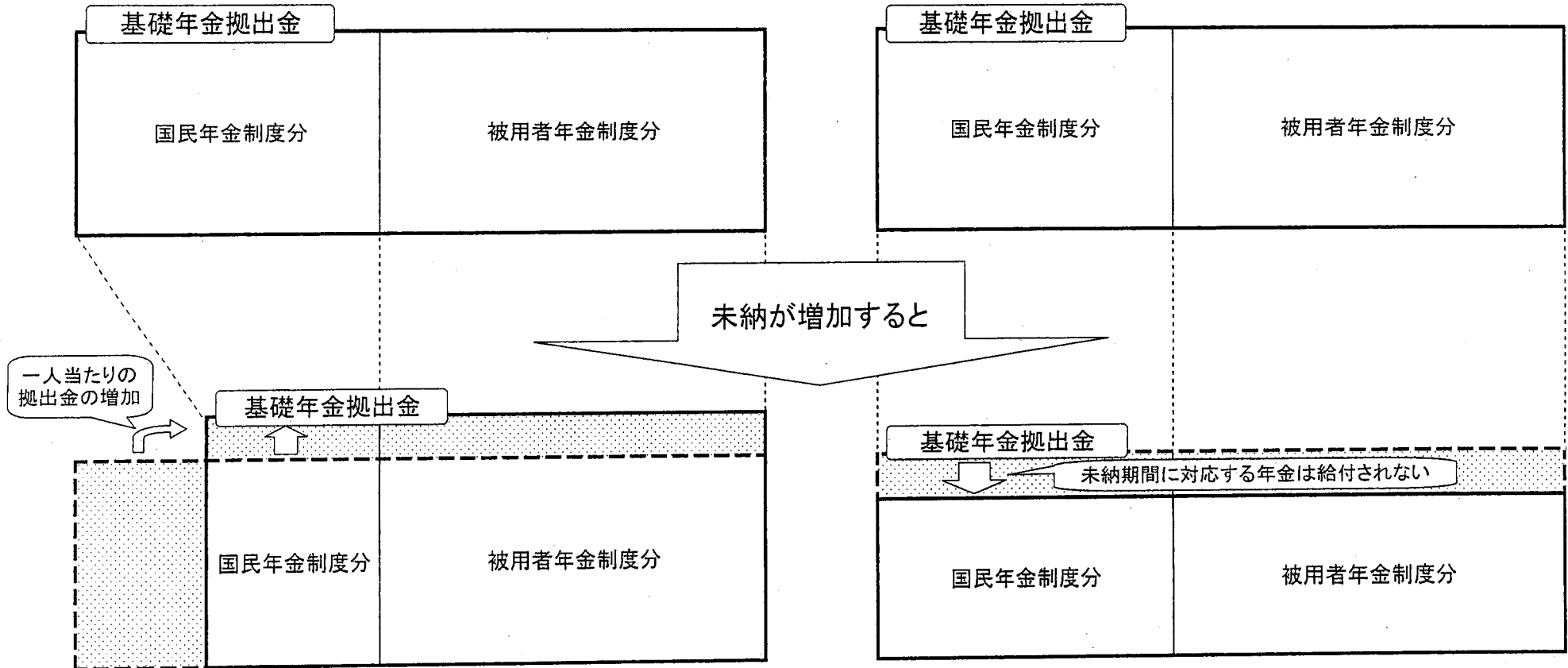
○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

未納者の増加による財政影響

現在 → 将来



被用者年金制度では支出の増加に伴って収支が悪化
(=年度末積立金の減少)

支出が減少するため積立金が回復

したがって、未納による財政影響は限定的である。

年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について

1 年金記録の名寄せの前倒し

- (1) 「5000 万件」の記録とすべての方の記録との名寄せの前倒し
【20 年 5 月】→【19 年 12 月～20 年 3 月を目途】
- (2) 「1430 万件」・「36 万件」のマイクロフィルムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せ（あわせて結果の通知）【20 年 5 月までを目途】

2 すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

- (1) 「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせの前倒し
 - ① 既に年金を受け取られている方：【20 年 6～8 月】
 - ② 今後年金を受け取る予定の方：【20 年 6 月～21 年 3 月】→【19 年 12 月～20 年 3 月を目途】
- (2) その他のすべての方へのお知らせ
 - ① 既に年金を受け取られている方：【20 年 9 月～21 年 3 月】→【20 年 4～5 月を目途】
 - ② 今後年金を受け取る予定の方：【35、45、58 歳通知で対応】
→ 全員へお知らせ【20 年 6～10 月を目途】

3 コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ 【進捗状況を半年毎に公表】

- ① 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録
 - ② 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿の記録
 - ③ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録
- ※コンピュータへの転記が正確かどうかのサンプル調査を実施

4 「年金記録確認第三者委員会」（総務省）における記録確認

社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。

5 相談体制の拡充

- ① すべての市町村において、社会保険労務士の協力も得て巡回相談を実施。【19 年 7 月中を目途に開始】
- ② 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会の協力により、企業等における年金に関する相談機能を充実。【19 年 7 月以降随時】

6 新たな年金記録管理システムの構築

- ① 住民基本台帳ネットワークと連携し、住所異動、氏名変更、死亡といった変動が年金管理記録に反映される仕組みに転換。【23 年度中を目途】
- ② 1 人 1 枚の「社会保障カード」（仮称）を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現。【23 年度中を目途】

7 「年金記録問題検証委員会」（総務省）による検証 【19 年 7 月に中間発表】

年金記録問題発生の際、経緯、原因、責任の所在等について、徹底的に調査・検証。

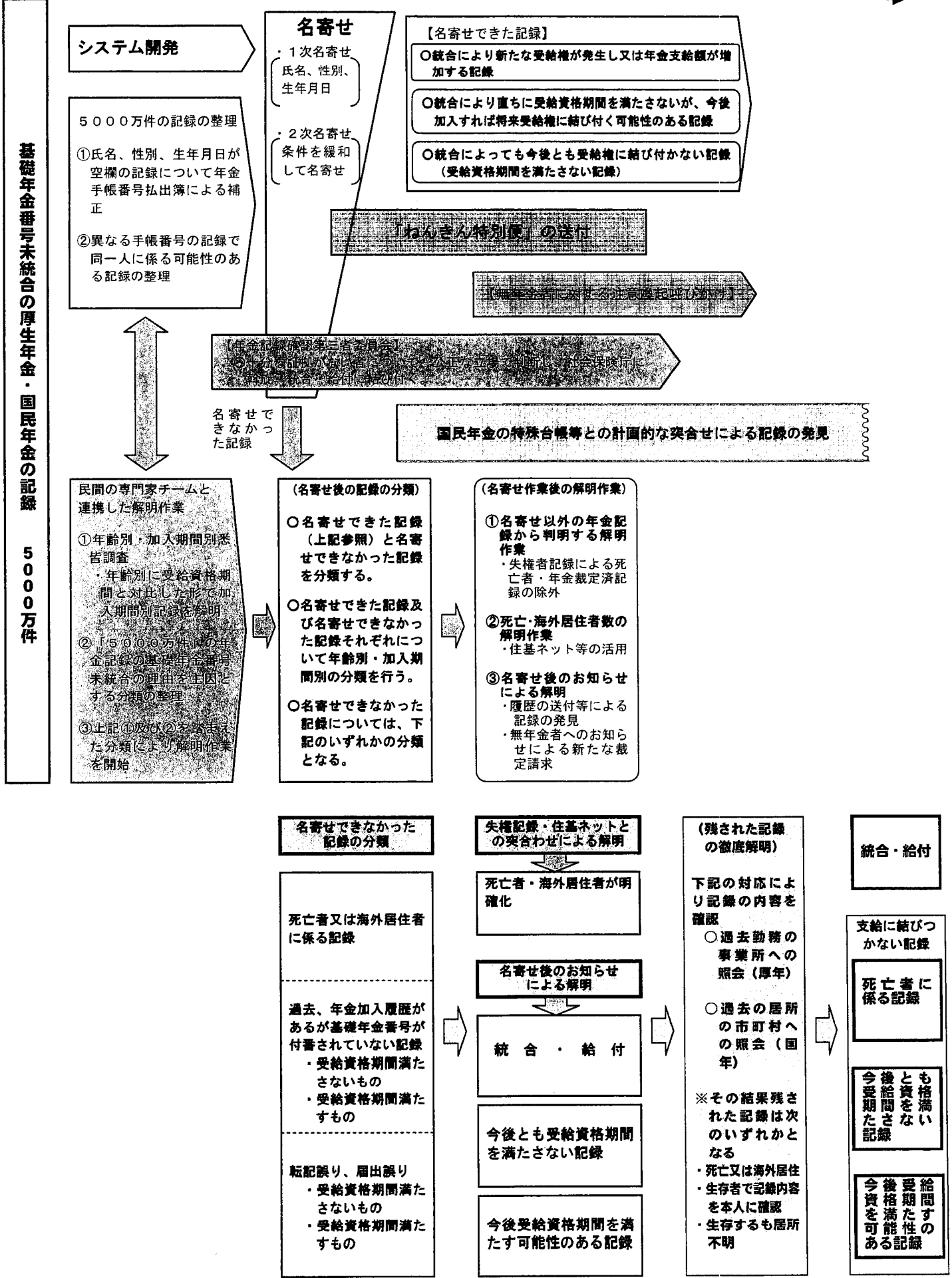
8 「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）の設置（総務省）

年金記録問題への対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時実施。
【19 年 7 月中を目途に設置】

「5000万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】 【名寄せ作業後の解明作業】

19年8月 19年12月 20年3月 ※各分類毎の記録数について定期的に公表



基礎年金番号未統合の厚生年金・国民年金の記録 5000万件

システム開発

5000万件の記録の整理

①氏名、性別、生年月日が空欄の記録について年金手帳番号払出簿による補正

②異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性のある記録の整理

名寄せ

・1次名寄せ
氏名、性別、生年月日

・2次名寄せ
条件を緩和して名寄せ

【名寄せできた記録】

- 統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
- 統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結び付く可能性のある記録
- 統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録(受給資格期間を満たさない記録)

「ねんきん特別便」の送付

【無年金者に対する注意喚起の通知】

（厚生年金記録第三者委員会）
○この通知が送付されるには、年金記録の調査が完了し、国民年金記録との照合が完了している。

国民年金の特殊台帳等との計画的な突合せによる記録の発見

民間の専門家チームと連携した解明作業

①年齢別・加入期間別悉皆調査
・年齢別に受給資格期間と対比した形で加入期間別記録を解明

②「5000万」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類の整理

③上記①及び②を踏まえた分類により解明作業を開始

（名寄せ後の記録の分類）

- 名寄せできた記録（上記参照）と名寄せできなかった記録を分類する。
- 名寄せできた記録及び名寄せできなかった記録それぞれについて年齢別・加入期間別の分類を行う。
- 名寄せできなかった記録については、下記のいずれかの分類となる。

（名寄せ作業後の解明作業）

- ①名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業
・失権者記録による死亡者・年金裁定済記録の除外
- ②死亡・海外居住者数の解明作業
・住基ネット等の活用
- ③名寄せ後のお知らせによる解明
・履歴の送付等による記録の発見
・無年金者へのお知らせによる新たな裁定請求

名寄せできなかった記録の分類

死亡者又は海外居住者に係る記録

過去、年金加入履歴があるが基礎年金番号が付番されていない記録
・受給資格期間満たさないもの
・受給資格期間満たすもの

転記誤り、届出誤り
・受給資格期間満たさないもの
・受給資格期間満たすもの

失権記録・住基ネットとの突合せによる解明

死亡者・海外居住者が明確化

名寄せ後のお知らせによる解明

統合・給付

今後とも受給資格期間を満たさない記録

今後受給資格期間を満たす可能性のある記録

（残された記録の徹底解明）

下記の対応により記録の内容を確認

- 過去勤務の事業所への照会（厚年）
- 過去の居所の市町村への照会（国年）

※その結果残された記録は次のいずれかとなる

- ・死亡又は海外居住
- ・生存者で記録内容を本人に確認
- ・生存するも居所不明

統合・給付

支給に結びつかない記録

死亡者に係る記録

今後とも格納し、給付をしない記録

今後受給可能な記録

給付の可能性のある記録

年金保険料の無駄遣い等への対応（旧福祉施設費）

○グリーンピア（大規模年金保養基地）



○平成17年12月に全基地の譲渡完了。
※売却額48億円、総費用3,687億円

○年金福祉施設



○（独）年金・健康保険福祉施設整理機構（RF0）に出資（302ヶ所）、平成22年9月までに売却。
※病院は未出資

○年金広報



○平成16年度よりテレビCMから活字媒体中心の広報に切替。
（16'→19'予算で1/3に縮減）

【庁改革関連法】

○「必要な施設をすることができる」旨の包括規定を廃止し、真に必要なものを限定列挙。
（平成20年4月施行）

- ①年金教育・広報
- ②年金相談
- ③情報の提供
- ④オンラインシステムの運用
- ⑤年金担保融資

年金保険料の無駄遣い等への対応（年金事務費）

